

平成31年(ラ)第48号 伊方原発3号機運転差止仮処分命令申立却下決定に対する即時抗告事件 (原審・山口地方裁判所岩国支部平成29年(ヨ)第5号)

決 定 要 旨

主 文

- 1 原決定を取り消す。
- 2 相手方は、本案訴訟の第一審判決の言渡しまで、愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40番地3において、伊方発電所3号機の原子炉を運転してはならない。

理 由 の 要 旨

1 事案の概要

- (1) 本件は、発電用原子炉施設である伊方発電所（本件発電所）から約三十数km又は約四十数kmの距離に住む原告人らが、本件発電所3号機の原子炉（本件原子炉）及びその附属施設（本件原子炉施設）には地震、火山の噴火等に対する安全性に欠けるところがあるとして、人格権に基づいて本件原子炉の運転の差止めを命ずる仮処分命令を申し立てた事案である。
- (2) 本件の争点は、①司法審査の在り方、②本件原子炉の必要性、③地震に対する安全性、④火山事象の影響に対する安全性、⑤避難計画等及び⑥保全の必要性である。当審においては、上記①、④及び⑤並びに上記③のうち中央構造線の評価及びこれに関連する問題が主要な争点とされた。
- (3) 原審は、新規制基準は合理的であり、本件原子炉が新規制基準に適合すると原子力規制委員会（規制委員会）の判断も合理的であるから、原告人らの申立ては被保全権利の立証（疎明）を欠くと判断して、申立てを却下した。これを不服として、原告人らが即時抗告した。

2 司法審査の在り方

- (1) 人格権に基づく原子炉の運転差止請求権を被保全権利とする仮処分命令の申立事案においては、債権者に、原子炉の運転によってその生命、身体等に対す

る侵害が生ずる具体的危険があることの主張・疎明責任があるが、債権者において、自らが発電用原子炉施設の安全性の欠如に起因して生じる放射性物質が周辺環境へ放出されるような事故によってその生命、身体又はその生活基盤に直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域に居住していることを疎明すれば、当該発電用原子炉施設の設置運転の主体である債務者（事業者）の側において、上記の具体的危険が存在しないことについて、相当の根拠、資料に基づき、主張・疎明する必要があるが、債務者がこの主張、疎明を尽くさない場合には、上記の具体的危険の存在が事実上推定されるというべきである。本件においては、抗告人らの住所地と本件発電所との距離等に鑑みると、抗告人らは、本件原子炉施設について放射性物質が外部へ放出される事故が起こったときに、その生命、身体等に直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域に居住する者といえることができるから、事業者である相手方において、上記の具体的危険が存在しないことについて、相当の根拠、資料に基づき主張・疎明すべきである。

- (2) もっとも、相手方は、規制委員会から本件原子炉施設が新規規制基準に適合するとして発電用原子炉設置変更許可を受けているところ、具体的な審査基準の設定及び当該審査基準への適合性の審査において、原子力工学に限らず自然科学分野を含む多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断が必要であることなどに照らすと、上記のとおり規制委員会により新規規制基準に適合する旨の判断が示されている場合には、①現在の科学技術水準に照らし、当該具体的審査基準に不合理な点のないこと、②当該発電用原子炉施設が上記審査基準に適合するとした規制委員会の判断について、その調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落がないなど、不合理な点がないこと、以上の2点を相当の根拠、資料に基づき主張、疎明することにより、上記(1)の具体的危険が存在しないことについて、相当の根拠に基づき主張・疎明をしたといえることができるというべきである。

3 地震に対する安全性

(1) 中央構造線断層帯の震源断層について

相手方は、本件発電所の近くの中央構造線断層帯の震源断層について、鉛直な震源断層が存在することを前提として本件原子炉の設置変更許可等の申請をし、規制委員会はこれを許可・認可したが、中央構造線断層帯長期評価（第二版）をもとに検討すると、上記の震源断層は中角度の可能性が高いというべきである。しかし、相手方は、中央構造線断層帯の震源断層の傾斜角が中角度北傾斜である可能性もあるとして、この点を不確かさとして考慮して基準地震動を策定しており、応答スペクトルに基づく地震動評価においても、断層モデルを用いた手法による地震動評価においても、不確かさとしてしか考慮しなかったことによる影響はなく、相手方による本件原子炉の設置変更許可等の申請及びこれに対する規制委員会の判断のうち上記の点に係る部分が不合理なものとはいえない。

(2) 佐田岬半島沿岸の活断層について

ア 相手方は、佐田岬半島北岸部に活断層は存在せず、活断層が敷地に極めて近い場合の評価は必要がないと判断して、活断層が敷地に極めて近い場合の地震動評価を行っていない。その根拠として、相手方は、詳細な海上音波探査を行い、本件発電所敷地沿岸部に活断層がないことを確認していると主張するが、中央構造線断層帯長期評価（第二版）には、伊予灘海域部については相手方により詳細な調査がされたことが記載されているのに、佐田岬半島沿岸については、そこに存在すると考えられる中央構造線（地質境界）について、「現在までのところ探査がなされていないために活断層と認定されていない。今後の詳細な調査が求められる。」と記載されており、これは相手方の主張する海上音波探査では不十分であることを前提にしたものと認められる。相手方は、中央構造線断層帯長期評価（第二版）の上記記載は相手方による海上音波探査の結果を見落とししたか、これを意図的に排除した一委員

の個人的見解に過ぎないと主張するが、そのように断ずることはできない。

イ 新規制基準には、「震源が敷地に極めて近い」と認められた場合について特別の規定を設けているところ、上記「震源が敷地に極めて近い」とは表層地盤の震源域から敷地までの距離が2 km以内である場合をいうものと解される。そして、中央構造線断層帯長期評価（第二版）には、中央構造線そのものの活動に伴う断層についての検討として、三波川帯と領家帯上面の接合部以浅の中央構造線も活断層である可能性を考慮に入れておくことが必要であると考えられるとの記載があることに加えて、抗告人らが主張するハーフグラabenを形成する正断層運動の可能性、両端が活断層であることを併せ考慮すると、本件発電所の敷地至近距離において、地質境界としての中央構造線自体が正断層成分を含む横ずれ断層である可能性は否定できない。そして、この場合に地表断層から本件発電所敷地までの距離は2 km以内と認められるから、仮に佐田岬半島沿岸部分に活断層があるか否かについて調査が十分にされてそこに活断層が認められる場合、「震源が敷地に極めて近い」場合の地震動評価をする必要があることになる。しかし、相手方は、十分な調査をしないまま上記活断層が存在しないとして本件原子炉に係る原子炉設置変更許可等の申請を行い、規制委員会はこれを問題ないと判断したものであるから、このような規制委員会の判断には、その過程に過誤ないし欠落があったといわざるを得ない。

また、相手方は、規制委員会の判断とは別に、抗告人らがその生命、身体等に重大な被害を受ける具体的危険が存在しないことについて、相当の根拠、資料に基づき、主張・疎明したということもできない。

したがって、抗告人らの申立ては、原子力発電所の地震に対する安全性について、被保全権利の疎明がなされたというべきである。

(3) 本件発電所敷地の地盤について

本件発電所敷地の地盤については、抗告人らが当審において主張、疎明を補

充した点を踏まえても、これが新規制基準に適合するものとした相手方の判断及びこれを正当とした規制委員会の判断が不合理であるということとはできない。

4 火山事象の影響による危険性

(1) 立地評価について

ア 新規制基準のうち、火山事象の影響による危険性に関する内規である火山ガイドは、火山事象の影響による危険性を立地評価と影響評価の2段階で評価することとしている。そして、立地評価は、原子力発電所に影響を及ぼし得る火山を抽出し、設計対応不可能な火山事象が原子力発電所の運用期間中に影響を及ぼす可能性などを評価することで原子力発電所の立地の適否を検討するものであるが、そのうち、検討対象火山の噴火の時期及び程度が相当前の時点で予測できることを前提とする部分は不合理である。

そうすると、検討対象火山の過去最大の噴火規模を想定して、設計対応不可能な火山事象の本件発電所敷地への到達可能性が十分に小さいか否かを判断することになる。本件において原子力発電所に影響を及ぼし得る火山として抽出された火山のうち阿蘇については、過去最大の噴火規模である阿蘇4噴火（VEI7）について判断することになる。そして、同噴火については、その火砕流が伊方原発敷地に到達した可能性が十分小さいと評価することはできない。

イ 相手方は、「原子力発電所の火山影響評価ガイドにおける「設計対応不可能な火山事象を伴う火山活動の評価」に関する基本的な考え方」（基本的な考え方）等を根拠として、巨大噴火については、火山の現在の活動状況について巨大噴火が差し迫った状態ではないことを確認し、これが確認できた場合は、運用期間中に巨大噴火が発生するという科学的に合理性のある具体的な根拠があるといえなければ、運用期間中において巨大噴火の可能性が十分に小さいと評価できると主張するが、火山ガイドは巨大噴火とそれ以外の噴火を区別していないし、運用期間中に巨大噴火が発生するという科学的に合

理性のある具体的な根拠のある場合は容易に想定できないにもかかわらず、上記主張によれば、これがない限り巨大噴火の可能性が十分に小さいとみなすことになるが、これは各種の科学的調査の結果に基づく評価という火山ガイドの定めから逸脱しており、採用できない。

ウ しかし、阿蘇カルデラにおいて阿蘇4噴火のような破局的噴火の発生頻度は極めて低いのみならず、このような破局的噴火が起きた場合には、1000万人を超える死者を出し、生き残った人々も海外への避難・移住を余儀なくされると予測されており、破局的噴火により原子力発電所から放射性物質が環境へ放出される事故が起きるか否かにかかわらず、周辺住民はその生命、身体又はその生活基盤に重大な被害を受けるが、これを想定した法規制や行政による防災対策が原子力規制以外の分野において行われているという事実は認められない。そうすると、破局的噴火のリスクに対する社会通念は、それ以外の自然現象に関するものとは異なり、これを相当程度容認しているといわざるを得ないから、破局的噴火による火砕流が原子力発電所施設に到達する可能性を否定できないからといって、それだけで立地不適とするのは社会通念に反する。もっとも、巨大噴火には何らかの短期的前駆現象が発生することが予想されるという知見があるので、そのような現象が認められる場合にまで、原子力発電所の設置等を認めるのが社会通念に合致するとはいえないから、破局的噴火の短期的前駆現象があることを相応の根拠に基づき示された場合には、原則に戻り、立地不適とすべきであるが、阿蘇については、破局的噴火の短期的前駆現象があることを示す相応の根拠があるとは認められないから、破局的噴火に相当する阿蘇4噴火による火砕流が原子力発電所施設に到達する可能性を否定できないことを理由に、立地不適として具体的危険性を認めるのは社会通念に反し許されない。

このような場合は、本来、阿蘇4噴火と同等の噴火規模の噴火が起こる可能性が十分小さいとはいえないのであるから、破局的噴火に至らない程度の

最大規模の噴火、すなわち噴出量数十 k m^3 の噴火規模を前提にして立地評価をすべきである。しかし、同規模の噴火では、設計対応不可能な火山事象が本件発電所敷地に到達する可能性は十分に小さいといえるから、本件原子炉施設は立地不適とはいえない。

(2) 影響評価について

(1)で説示したとおり、阿蘇については、破局的噴火に至らない程度の最大規模の噴火（噴出量数十 k m^3 ）の噴火規模を考慮すべきであるところ、その噴出量を20～30 k m^3 としても、相手方が想定した噴出量の約3～5倍に上ることになるから、相手方による降下火砕物の想定は過小であり、これを前提として算定された大気中濃度の想定も過小であって、このような過小な想定を前提としてなされた本件原子炉に係る原子炉設置変更許可等の申請及びこれを前提とした規制委員会の判断も不合理である。

また、相手方は、規制委員会の判断とは別に、抗告人らがその生命、身体等に重大な被害を受ける具体的危険が存在しないことについて、相当の根拠、資料に基づき、主張・疎明したということもできないから、抗告人らの申立ては、原子力発電所の火山事象の影響について、被保全権利の疎明がなされたといふべきである。

5 保全の必要性及び担保の要否

(1) 本件原子炉は、現在稼働中であり、その運用によって抗告人らの生命、身体等に重大な被害を受ける具体的危険があるから、保全の必要性が認められる。相手方は、本案訴訟の確定判決が得られるまでの間において、本件発電所に影響を及ぼし得る火山において本件原子炉から放射性物質を大量に放出するような事故を引き起こす巨大噴火が発生することの疎明が必要であると主張するが、現在の科学技術水準によれば、火山の噴火の時期及び規模を予測できるとしても精々数日から数週間程度前にしか予測できないから、本案訴訟の確定判決が得られる前にそのような事態が生じることもあり得るのであって、本件におい

て保全の必要性がないとはいえない。

(2) 本件は、証拠調べの手續に制約のある仮処分手續であるから、相手方に運転停止を命じる期間を、本案訴訟の第一審判決の言渡しまでと定めるのが相当である。

(3) 本件においては、事案の性質に鑑み、担保を付さないこととする。

以 上